

平成21年度会計

定期監査の結果に関する報告 組織及び運営の合理化に資するための意見

平成22年11月

島根県監査委員

監 第 9 5 号

平成22年11月11日

島根県議会議長
島根県知事
島根県教育委員会委員長
島根県公安委員会委員長
島根県人事委員会委員長
島根県労働委員会会长

} 様

島根県監査委員 井田徳義

島根県監査委員 和田章一郎

島根県監査委員 法正良一

島根県監査委員 山川博司

平成21年度会計に係る定期監査の結果に関する報告及び意見について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき平成21年度会計に係る定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので別添のとおり提出します。

また、同条第10項の規定により組織及び運営の合理化に資するための意見を報告に添えて提出します。

なお、指摘事項及び意見に対する措置については速やかに対応され、同条第12項の規定による措置状況の通知については、平成23年9月末日までにしてください。

目 次

定期監査の結果に関する報告

第1	監査の概要	1
1	監査の対象事務	1
2	監査の実施方法	1
3	監査実施機関	1
4	監査実施期日	1
第2	監査結果の総括	1
1	監査結果の概要	1
2	指摘事項	3
3	指示事項の主なもの	5
(1)	収入関係事務	5
(2)	支出関係事務	5
(3)	契約関係事務	5
(4)	財産関係事務	5
4	重点的監査事項	6
(別紙1)	平成21年度会計監査実施機関及び実施期日（本庁等）	7
(別紙2)	（地方機関）	8

組織及び運営の合理化に資するための意見

1 本年度の意見	9
(1) 獣医師の確保対策について	9
(2) 特別支援教育の充実・強化について	9
(3) 適正な会計処理について	10
(4) 自家用自動車の公務使用に係る取り扱いについて	10
(5) 物品納入の確認について	11
(6) 県単独補助金等について	11
2 昨年の意見に対する措置状況の評価	13

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査の対象事務

平成21年度の一般会計、特別会計及び企業会計に係る定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき財務に関する事務の執行が公正かつ効率的に行われているか否か、経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的であるか否かについて実施した。

2 監査の実施方法

監査対象機関から選定した機関の監査は実地監査とし、職員の調査結果及び監査資料等により事務処理の実態を調査し、機関の長から説明を受けた。

3 監査実施機関

本庁等については全機関とし、地方機関については原則として隔年で実施することとして実施機関を決定した。

区分	監査対象機関数	監査実施機関数
本 庁 等	75	75
地 方 機 関	148	75
計	223	150

4 監査実施期日

本 庁 等 平成22年7月12日から8月31日まで(別紙1 7ページのとおり)

地方機関 平成22年1月14日から2月 3日まで及び

平成22年5月24日から7月23日まで(別紙2 8ページのとおり)

第2 監査結果の総括

1 監査結果の概要

監査実施機関の財務事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、次表のとおり是正、改善を要するものがあった。

指摘事項（※1）は7件であった。各部（局）ごとの指摘事項については第2の2（3～4ページ）に記載のとおりである。

指示事項（※2）は334件で、収入関係と支出関係が多数を占めている。指示事項のうち主なものは第2の3（5ページ）に記載のとおりである。

(単位：件)

区分	予算関係	収入関係	支出関係	契約関係	工事関係	財産関係	合計
指摘	0	0	5	1	0	1	7
指示	0	67	161	64	0	42	334
合計	0	67	166	65	0	43	341

指摘事項については、該当する機関に対し文書で通知するとともに、県報登載により公表する。

指示事項については、該当する機関に対し文書で通知する。

なお、その他改善を要すると認められた軽微な事項については、該当する機関に対し口頭で注意した。

指摘、指示事項に該当する機関にあっては、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

※1 指摘事項

定期監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、公表することが相当と認められるもので、次に該当する事項

- (1) 法律、条例、規則等に違反したもの（違法又は不当な事項）
- (2) 県に損害を与えたもの（故意又は重大な過失が認められるもの）
- (3) 機関の意思決定がされていなかったもの
- (4) 経済性、効率性及び有効性に著しく欠けるもの

なお、上記基準にかかわらず、前回「指示」を行った事項で、是正又は改善等の努力が認め難い場合は、「指摘」とする場合がある。

※2 指示事項

指摘事項以外のもので、該当所属に対して文書によって指示し、是正を求めることが適当なもの

なお、「指摘」に該当する場合であっても、改善努力等が特に認められるもの、その他相当の理由があるものについては、「指示」とする場合がある。

2 指摘事項

(1) 総務部

- ① 支払額を誤っているもの

島根県水難救済会事業費補助金について、補助対象経費の審査を怠り、補助金交付要綱で定める補助率を超えて補助金を交付していた。

交付(確定)額 222,000円

正 当 額 186,979円

超過交付額 35,021円

(消防防災課)

(2) 健康福祉部

- ① 支払いの時期が遅延し、延滞金が発生したもの

国庫補助事業に係る交付額の確定により生じた国庫返還金について、納期限後に支払ったため延滞金が発生していた。

納期限：平成21年4月20日

納付日：平成21年5月15日

名 称：平成18年度障害者自立支援給付費等国庫負担（補助）金の交付額の確定に伴う返還金

返還金：3,196,000円

延滞金： 23,970円

(障がい福祉課)

(3) 商工労働部

- ① 支出の会計年度所属区分を誤っているもの

次の支出について、平成22年度会計分として執行伺いを得て執行しているにもかかわらず、会計年度所属区分を誤って平成21年度会計分から支払われていた。

ア. PPC 粘着フィルムの購入

(契約金額2,688円、納品・検査年月日 H22.4.5)

イ. ロックリングファイルの購入

(契約金額4,200円、納品・検査年月日 H22.4.5)

ウ. 名札用ストラップ等の購入

(契約金額3,484円、納品・検査年月日 H22.4.7)

(産業振興課)

(4) 企業局

- ① 不用品の決定及び処分の手続がされていないもの

デジタルカメラ等の備品類の廃棄(廃棄備品類11点)について、事務所の長の指示を受けて、不用品の処分をしなければいけないにもかかわらず、この手続がされていなかった。

(東部事務所)

(5) 議会事務局

① 支出の会計年度所属区分を誤っているもの

プレゼンテーション用のノートパソコン購入（契約金額221,539円、納品・検査年月日 H22.3.31）の支出について、平成21年度会計分として執行伺を得て執行しているにもかかわらず、会計年度所属区分を誤って平成22年度会計分から支払われていた。

（議会事務局）

(6) 教育委員会

① 支払いの時期が遅延し、延滞金が発生したもの

国庫補助事業の廃止に伴う国庫返還金について、納期限後に支払ったため延滞金が発生していた。

納期限：平成21年6月 5日

納付日：平成21年6月12日

名 称：地対財特法経過措置事業経費返還金

返還金：5,122,905円

延滞金： 4,912円

（人権同和教育課）

② 契約書による契約の締結がされていないもの

(1) 食堂いす購入契約（契約金額934,500円）について、地方自治法第234条第5項及び会計規則第68条の規定に基づき契約書により契約を締結しなければならないにもかかわらず、契約書が作成されていなかった。

(2) 教科指導書等購入契約（契約金額388,395円）について、会計規則第68条の5の規定により請書を徴さなければならないにもかかわらず、徴されていなかった。

（松江ろう学校）

3 指示事項の主なもの

(1) 収入関係事務

① 収納事務

- ア 使用料、負担金等の収入について、納入期限までに収入されていないもののが多数あった。
- イ 貸付金元利収入等について、未収率が前年度より増加しているものがあった。

(2) 支出関係事務

① 支出手続

- ア 契約等の支出負担行為をしたときは、速やかに支出負担行為票を起票し、出納機関の確認を受けなければならないにもかかわらず、起票が著しく遅延しているもののが多数あった。
- イ 重要な支出について出納機関に対する事前協議がされていないものがあった。
- ウ 旅行に自家用自動車を使用する際に、登録がされていなかったり、その有効期限が経過しているものが多数あった。

② 支出の証拠書類等

物品納入の際、納品書が徴取されていなかったり、物品を受領した日の收受印が押印されていないものが多数あった。

(3) 契約関係事務

① 契約事務

業務委託契約書、賃貸借契約書等で、会計規則や標準契約書で規定されている基本的な事項の一部（履行遅滞、損害賠償、違約金等）が記載されていないものなどがあった。

② 履行検査

履行検査を行う検査員が指定されていないものがあった。

(4) 財産関係事務

① 物品の管理

- ア 物品管理者が異動により替わった際に、物品引継書が作成されていないものがあった。
- イ 個々の職員が専用している備品の使用責任者が、一括して特定の職員とされているものや、職員の異動に伴う使用責任者の指定の変更がされていないものがあった。

4 重点的監査事項

(1) 監査の内容

平成21年度会計の定期監査の実施にあたっては、次の項目について特に留意して監査を実施した。

- ① 物品納入の確認状況について
- ② 県単独補助金の執行状況について

(2) 監査結果の概要

- ① 物品納入の確認状況について

物品納入に係る会計処理については、これまで会計検査院による会計検査及び県の業務点検委員会による調査の結果を踏まえ、適正な会計処理の確保に向けた取り扱い（物品の購入に際しての納品書の徵取、その内容を確認した上での收受印押印、支出証拠書への貼付及び発注事務担当者以外の者による納品の検査）が示されたところであるが、昨年に引き続き、今回の定期監査においても当該取り扱いが適切に実施されているかについて確認した。

この結果、相当数の機関において発注事務と納品検査を同じ職員が行っていた事例が見受けられたほか、いくつかの機関においては納品書が徵取されていないものや收受印の押印がないものが見受けられた。さらに、これらの改善策が全くと言っていいほど実施されていない事例も複数の機関において見受けられたので、後述のとおり意見を提出する。

- ② 県単独補助金の執行状況について

平成20年度会計に係る財政的援助団体等の監査において、監査対象とした補助金の一部で実績報告の確認が十分行われていない状況が見受けられたことを踏まえ、今回の定期監査では、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の対象となる県単独の補助事業全般について、本庁を中心に交付申請から交付決定、実績報告、完了調査、額の確定に至る一連の手続が、補助金等交付規則やそれぞれの補助金交付要綱に基づいて適切に執行されているか確認した。

この結果、補助金交付要綱で定める補助率を超過して補助金を交付した事例があったほか、完了調査を書面でのみ行い、現地調査を行っていないものが半数以上見受けられたり、要綱で定める補助対象経費の規定が抽象的であるため、実績を具体的に確認できないものが相当数見受けられたので、後述のとおり意見を提出する。

平成21年度会計監査実施機関及び実施期日（本庁等）

部局	監査実施機関	監査実施期日	部局	監査実施機関	監査実施期日
政策企画局 (4)	政策企画監室	平成22年8月26日	商工労働部 (7)	商工政策課	平成22年8月17日
	秘書課	平成22年8月18日		観光振興課	平成22年8月18日
	広聴広報課	平成22年8月19日		しまねブランド推進課	平成22年8月19日
	統計調査課	平成22年8月19日		産業振興課	平成22年8月24日
総務部 (7)	総務課	平成22年8月18日		企業立地課	平成22年8月25日
	人事課	平成22年8月31日		中小企業課	平成22年8月25日
	財政課	平成22年8月31日		雇用政策課	平成22年8月26日
	税務課	平成22年7月29日	土木部 (13)	土木総務課	平成22年8月17日
	管財課	平成22年8月3日		技術管理課	平成22年7月27日
	営繕課	平成22年7月28日		用地対策課	平成22年7月27日
	消防防災課	平成22年8月3日		道路維持課	平成22年7月29日
地域振興部 (5)	地域政策課	平成22年8月25日		道路建設課	平成22年7月28日
	市町村課	平成22年8月18日		高速道路推進課	平成22年7月28日
	情報政策課	平成22年8月26日		河川課	平成22年8月3日
	交通対策課	平成22年8月24日		斐伊川神戸川対策課	平成22年7月29日
	土地資源対策課	平成22年8月24日		港湾空港課	平成22年8月5日
環境生活部 (6)	環境生活総務課	平成22年8月26日		砂防課	平成22年8月4日
	人権同和対策課	平成22年8月4日		都市計画課	平成22年8月4日
	文化国際課	平成22年8月24日		下水道推進課	平成22年8月5日
	自然環境課	平成22年8月19日		建築住宅課	平成22年8月17日
	環境政策課	平成22年8月25日		出納局	平成22年8月25日
	廃棄物対策課	平成22年8月25日		企業局	平成22年7月12日
健康福祉部 (8)	健康福祉総務課	平成22年8月19日		議会事務局	平成22年8月26日
	地域福祉課	平成22年7月27日	教育委員会 (9)	教育庁総務課	平成22年8月18日
	医療政策課	平成22年7月28日		教育施設課	平成22年7月27日
	高齢者福祉課	平成22年8月3日		高校教育課	平成22年7月28日
	健康推進課	平成22年7月29日		義務教育課	平成22年7月28日
	青少年家庭課	平成22年8月4日		保健体育課	平成22年8月3日
	障がい福祉課	平成22年8月5日		社会教育課	平成22年8月5日
	薬事衛生課	平成22年8月19日		人権同和教育課	平成22年8月5日
農林水産部 (9)	農林水産総務課	平成22年8月17日		文化財課	平成22年8月4日
	農業経営課	平成22年7月27日		福利課	平成22年8月17日
	農畜産振興課	平成22年7月27日	公安委員会	警察本部	平成22年8月18日
	農村整備課	平成22年7月29日		人事委員会事務局	平成22年8月26日
	農地整備課	平成22年7月29日		監査委員会事務局	平成22年8月24日
	林業課	平成22年8月3日		労働委員会事務局	平成22年8月24日
	森林整備課	平成22年8月4日			
	水産課	平成22年8月5日			
	漁港漁場整備課	平成22年8月17日	合計	75機関	

(注) しまねブランド推進課は商工労働部に記載した。

別紙2

平成21年度会計監査実施機関及び実施期日（地方機関）

部局	監査実施機関	監査実施期日	部局	監査実施機関	監査実施期日
総務部 (7)	東京事務所	平成22年7月23日		西部社会教育研修センター	平成22年7月 7日
	隱岐支庁県民局	平成22年7月22日		少年自然の家	平成22年6月23日
	同 水 産 局	平成22年1月14日		古代出雲歴史博物館	平成22年1月19日
	東部県民センター雲南事務所	平成22年6月29日		情報科学高等学校	平成22年1月26日
	西部県民センター	平成22年7月 7日		松江東高等学校	平成22年1月28日
	同 県 央 事 務 所	平成22年7月 6日		松江農林高等学校	平成22年1月28日
	同 益 田 事 務 所	平成22年7月 8日		大東高等学校	平成22年6月29日
環境生活部	美 術 館	平成22年5月24日		三刀屋高等学校	平成22年2月 2日
健康福祉部 (7)	出 雲 保 健 所	平成22年1月19日		飯 南 高 等 学 校	平成22年5月26日
	浜 田 保 健 所	平成22年6月24日		平 田 高 等 学 校	平成22年6月30日
	出 雲 児 童 相 談 所	平成22年5月25日		出 雲 工 業 高 等 学 校	平成22年5月26日
	浜 田 児 童 相 談 所	平成22年1月14日		出 雲 商 業 高 等 学 校	平成22年6月30日
	女性相談センター	平成22年1月19日		出 雲 農 林 高 等 学 校	平成22年2月 2日
	心と体の相談センター	平成22年5月24日		大 田 高 等 学 校	平成22年7月 6日
	食 肉 衛 生 檢 査 所	平成22年5月24日		邇 摩 高 等 学 校	平成22年2月 3日
農林水産部 (10)	東部農振農業普及部安来支所	平成22年6月23日		矢 上 高 等 学 校	平成22年7月 6日
	同 松 江 家 畜 衛 生 部	平成22年5月25日		江 津 高 等 学 校	平成22年2月 3日
	同 中 海 干 拓 営 農 部	平成22年6月23日		江 津 工 業 高 等 学 校	平成22年6月23日
	同 出 雲 家 畜 衛 生 部	平成22年5月25日		浜 田 高 等 学 校	平成22年6月24日
	西部農振農業普及部大田支所	平成22年1月27日		浜 田 水 産 高 等 学 校	平成22年6月29日
	同 益 田 家 畜 衛 生 部	平成22年1月15日		益 田 翔 陽 高 等 学 校	平成22年6月30日
	農 業 大 学 校	平成22年1月27日		盲 学 校	平成22年1月26日
	畜産技術センター和牛改良グループ	平成22年1月26日		松 江 ろ う 学 校	平成22年6月24日
	浜 田 水 产 事 務 所	平成22年6月29日		浜 田 ろ う 学 校	平成22年2月 3日
	水産技術センター内水面浅海部	平成22年5月26日		松 江 養 護 学 校	平成22年1月28日
商工労働部 (3)	大 阪 事 務 所	平成22年7月20日		出 雲 養 護 学 校	平成22年6月30日
	出 雲 高 等 技 術 校	平成22年1月19日		石 見 養 護 学 校	平成22年1月27日
	浜 田 高 等 技 術 校	平成22年1月28日		益 田 養 護 学 校	平成22年6月30日
土木部 (3)	雲 南 県 土 整 備 事 務 所	平成22年1月26日	公安委員会 (6)	松 江 清 心 養 護 学 校	平成22年6月24日
	県 央 県 土 整 備 事 務 所	平成22年2月 2日		江 津 清 和 養 護 学 校	平成22年6月23日
	浜 田 河 川 総 合 開 発 事 務 所	平成22年1月28日		松 江 緑 が 丘 養 護 学 校	平成22年5月25日
企 業 局 (2)	東 部 事 務 所	平成22年7月12日		安 来 警 察 署	平成22年1月26日
	西 部 事 務 所	平成22年7月12日		雲 南 警 察 署	平成22年6月29日
病 院 局 (2)	中 央 病 院	平成22年7月13日		大 田 警 察 署	平成22年2月 2日
	こ こ ろ の 医 療 セ ン タ ー	平成22年7月13日		川 本 警 察 署	平成22年7月 6日
教育委員会 (34)	松 江 教 育 事 務 所	平成22年1月19日		江 津 警 察 署	平成22年2月 3日
	島 根 教 育 セ ン タ ー	平成22年1月19日		益 田 警 察 署	平成22年7月 8日
	浜 田 教 育 セ ン タ ー	平成22年1月14日	合 計	75機関	

組織及び運営の合理化に資する意見

この意見は、地方自治法第199条第10項の規定に基づき組織及び運営の合理化に資するための意見として述べたものであり、今後の行財政運営に当たり留意するとともに、改善措置について検討されたい。

なお、昨年度述べた意見については、その措置状況を「評価するもの」、「措置状況を見守るもの」及び「引き続き改善措置を求めるもの」の3分類に整理して末尾に掲げたので、これに留意のうえ、引き続き改善に努められたい。

1 本年度の意見

(1) 獣医師の確保対策について（人事課、薬事衛生課、食料安全推進課、人事委員会）

近年、獣医師の職域（小動物志向）並びに地域（都会志向）における偏在傾向が強まり、県においては獣医師の確保が困難となっている。最近の獣医師採用の状況をみると、応募者数が採用予定者数に達せず、採用者数は採用計画の半数以下となっている。その結果、平成22年8月末の職員配置状況では、農林振興センター畜衛生部等3機関で欠員が生じ、食肉検査や家畜の防疫体制などの分野で、業務執行に支障が生じることが懸念されている。また、今後多くの退職者が予定されるなど、獣医師不足の状況は続くと見込まれる。

食品や畜産の衛生と安全を確保する上で重要な役割を担う獣医師の確保は喫緊の課題である。そのため、県では獣医師の確保対策として、県内高校生への獣医師業務紹介や、獣医系大学生の獣医師職場体験の実施、さらに、獣医師として島根県での一定期間の勤務を返還免除の条件とした獣医師修学資金を創設する等、獣医師の安定確保に向けて取り組んでいる。

については、採用困難な獣医師が魅力ある職種となるよう、処遇面についても、他県の状況を参考に改善を検討するとともに、引き続き実効性のある獣医師確保対策に努められたい。

(2) 特別支援教育の充実・強化について（教育庁総務課、高校教育課、特別支援教育室）

近年、特別支援教育の対象となる児童生徒の増加を背景に、県立学校では、特に知的障がいを対象とする特別支援学校の高等部における生徒数が急増している。このため、ハード面では、施設の狭隘化やバリアフリー化等への対応に迫られているものの、敷地に余裕がないことや予算が限られていること等から、対応に苦慮している状況が見受けられた。また、ソフト面でも特別支援教育専門の教員の育成が必要となっているが、現状では主に期限付任用の講師の増員による対応となっている。

さらに、増加する講師の給与支給事務をはじめ予算執行事務等が増加しており、事務職員の業務負担増への対応も課題となっている。一方、県内的一部の地域では、特別支援学校が設置されておらず、このため、障がいのある児童生徒は遠距離通学等を余儀なくされ、あるいは希望する特別支援教育が受けられないといった問題も指摘されている。

こうした中、県教育委員会では、今年度「今後の特別支援教育の在り方に関する検討委員会」を設置し、新しい障がいへの対応、特別支援学校の将来像と校舎の老朽化対策、教職員の育成などの課題について検討を行っている。

については、学校現場の課題や地域の問題も含め、特別支援教育の充実・強化について同検討委員会で十分な検討を行い、そしてこの検討の結果得られた充実強化策を着実に実施することにより、障がいのある子どもの実態に即した教育が確保されるよう取り組まれたい。

(3) 適正な会計処理について（各部主管課、出納局、各委員（会））

今年度の定期監査において、支出に関し会計年度区分を誤っているとして指摘した事例が2件あったが、いずれも出納整理期間中において発生している。

1件は、物品納入の日及び検査の日の属する年度が「平成22年度会計」であるにもかかわらず、誤って「平成21年度予算」から支出されていた。また、他の1件は、これとは逆に、物品納入の日及び検査の日の属する年度が「平成21年度会計」であるにもかかわらず、誤って「平成22年度予算」で支出されていた。

これらの事務処理は、執行伺や契約、納品、検査等は適正に処理されていたものが、支出負担行為兼支出命令票の電算入力の段階で異なる会計年度分として処理され、出納機関の審査もそのまま通過したものである。

このような電算入力の誤りについては、各部の予算経理部門と出納機関の審査、チェック機能が不十分なこと、そして、執行部門（原課）と予算経理部門（主管課）との連絡体制が不十分な点にその原因があると考えられる。

については、出納整理期間における支出について、新年度分と旧年度分の支払事務が輻輳することから、執行伺に「新年度分」等の表示を義務づける等、全庁的に統一した取組を講じるとともに、出納機関においては、審査、チェック機能の強化を図り、執行部門と予算経理部門においては、相互の連絡体制の徹底を図られたい。

(4) 自家用自動車の公務使用に係る取り扱いについて（各部主管課、各委員（会））

公務を効率的に遂行するため、自家用自動車による旅行が、県立学校など地方機関を中心に相当の頻度で行われている。このような自家用自動車の公務使用に際しては、あらかじめ自家用自動車の公務使用に係る登録手続きを行ったうえで、

旅行命令簿等により承認することになっている。

この自家用自動車の公務使用について、事前の登録がないまま、あるいは登録上、免許証、自動車検査証、任意保険契約の有効期限が経過しているにもかかわらず、旅行承認が行われているケースが複数の所属で見受けられたところである。

については、自家用車の公務使用による旅行承認を行う場合には、事前の自家用自動車の登録の有無及び上記有効期間の確認を徹底するとともに、これらの事項について台帳を整備するなど、事務処理の効率化にも努められたい。

(5) 物品納入の確認について（出納局）

物品納入に係る会計処理については、「予算執行の適正化への取組みについて」（平成20年12月19日会計管理者通知）及び「適正な会計処理の確保について」（平成21年12月1日会計管理者通知）に定める改善策がいまだ十分には徹底されていないので、適正な取り扱いについて改めて周知徹底を図るとともに、研修などを通じて職員の意識改革に努められたい。

なお、これら改善策の内、発注事務と納品検査を異なる職員が行うこととする取り扱いについては、特に事務職員の少ない機関において実施率が低いので、より実効性のある取り扱いとなるよう工夫されたい。

また、物品調達に係る予算執行の適正化を図るため、本庁では本年7月から出納局会計課物品調達室において、発注事務を集中して行う集中調達が実施に移され、発注事務と検査確認事務がシステム的に分離されたところであるが、地方機関についてもできる限り速やかに同様のシステムが実施できるよう検討されたい。

(6) 県単独補助金等について（各部主管課、財政課、出納局、教育委員会、公安委員会）

補助金等の額を確定する場合においては、補助金等交付規則第11条等に定めるところにより、補助事業者等が提出する補助事業等に係る実績報告書や添付書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するかどうかの完了調査を行うことになっており、補助金等の適正な執行を確保していく上において、その実績確認は重要な行為である。

今回の定期監査において、完了調査を現地調査により行い、実績報告書に加えて証拠資料に基づいて実績確認を行った事例も見受けられたが、多くは、完了調査を書面のみで行い現地調査を行っていなかった。

については、補助事業者等から提出された実績報告書等の書類の審査だけで実績を十分確認することができる場合を除き、できる限り現地調査を実施し、必要に応じ証拠資料の提出を求め確認するなど、その実績確認を適切に行うようにされたい。

また、補助目的に沿った成果が得られるような事業内容となっているかどうかについて、より具体的に審査・確認できるように、補助金交付要綱に定める補助対象経費等に係る規定をより明確にするなど、関係規定の整備を行わわれたい。

2 昨年度の意見に対する措置状況の評価

一般会計及び特別会計

1 次の事項については、具体的な改善措置が講じられたことを評価するものであり、一層の推進を期待したい。

- (1) 債権管理について (各部主管課、出納局)
- (2) 看護師の確保対策について (医療政策課)
- (3) 研修環境の改善について (人事課)

2 次の事項については、具体的な改善措置が一部講じられたもの、又は改善措置に向けて具体的に着手されているものであり、今後の状況を見守りたい。

- (1) 不用なパソコンの集中処分について (各部主管課、出納局)
- (2) タクシーチケットの適正管理について (人事課)

3 次の事項については、改善措置がなされていないもの、あるいは改善措置がまだ不十分であると認められるものであり、引き続き改善を進められたい。

該当なし

企業会計

1 次の事項については、具体的な改善措置が講じられたことを評価するものであり、一層の推進を期待したい。

- | | |
|----------------------------|--------------|
| (1) 看護師の確保について | (中央病院) |
| (2) 育児休業等後の復帰対策について | (中央病院) |
| (3) 院内保育所の開設について | (中央病院) |
| (4) 精神科救急入院料の維持への取組について | (こころの医療センター) |
| (5) 八戸川工業用水道建設事業のあり方について | (工業用水道事業) |
| (6) 江の川水道事業の今後の事業運営について | (水道事業) |
| (7) 江の川水道事業運転監視業務の外部委託について | (水道事業) |

2 次の事項については、具体的な改善措置が一部講じられたもの、又は改善措置に向けて具体的に着手されているものであり、今後の状況を見守りたい。

- | | |
|---------------------------|--------------|
| (1) 医師の確保について | (中央病院) |
| (2) 長期入院患者等への取組について | (こころの医療センター) |
| (3) 病院事業中期計画等について | (病院全事業) |
| (4) 地方公営企業法の全部適用について | (病院全事業) |
| (5) 未収金対策について | (病院全事業) |
| (6) 引当金の計上について | (病院全事業) |
| (7) 飯梨川工業用水道事業の需要拡大対策について | (工業用水道事業) |
| (8) 斐伊川水道建設事業の推進について | (水道事業) |
| (9) 飯梨川水道事業の事業運営の在り方について | (水道事業) |
| (10) 各工業団地の分譲促進について | (宅地造成事業) |
| (11) 次期経営計画の策定に向けて | (企業局全事業) |

3 次の事項については、改善措置がなされていないもの、あるいは改善措置がまだ不十分であると認められるものであり、引き続き改善を進められたい。

- | | |
|---------------------------|-----------|
| (1) 隠岐大峯山風力発電所の安定運営について | (電気事業) |
| (2) 江津高野山風力発電所の安定運営について | (電気事業) |
| (3) 江の川工業用水道事業の需要拡大対策について | (工業用水道事業) |

平成21年度会計
定期監査の結果に関する報告
組織及び運営の合理化に資するための意見

平成22年11月発行

島根県監査委員

〒690-8501

島根県松江市殿町1番地 県庁分庁舎

島根県監査委員事務局

TEL (0852) 22-5442

FAX (0852) 22-6212

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/kansaiinkai/>

メールアドレス kansa@pref.shimane.lg.jp

この刊行物は、環境にやさしい再生紙を使用しています。